

明 細 書

発明の名称：釣竿

技術分野

[0001] 相互参照

本出願は、日本国特許出願2022-119674（2022年7月27日出願）に基づく優先権を主張し、その内容は参照により全体として本明細書に組み込まれる。

本発明は、釣竿に関する。

背景技術

[0002] オフショアキャスティング（船釣り）に用いられる釣竿は、ヒラマサやブリ等の大物を釣る際に魚が掛かっても前グリップの先端部は曲り難い構造となっている。そのため、前グリップの先端部に指を掛けて握り、腕の力を最大限に活用して魚を取り込んでいる。従来のオフショアキャスティングで使用する釣竿の前グリップは、円筒形状の軟質部材で構成されたものが知られている（例えば、特許文献1）。

先行技術文献

特許文献

[0003] 特許文献1：特開平09-275857号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0004] 特許文献1のように、円筒形状で形成された前グリップは、指が前グリップに引っかからないため、魚がかかったときに力を入れて握ると指が前グリップ上で滑ってしまうという問題がある。また、指の滑りを防止するためには強く握る必要があるため、利用者への負荷が大きくなるという問題がある。

[0005] 本発明は、上記課題を解決するためになされたものであり、前グリップの先端に指が掛かり易く把持性を高めることができる釣竿を提供することを目

的とする。

課題を解決するための手段

[0006] 本発明に係る釣竿は、竿杆、前記竿杆に挿入されたリールシート及び前記リールシートよりも竿先側に挿入された前グリップを備えた釣竿であって、前記前グリップは、前記竿杆が挿入された筒状のグリップ本体部と、前記グリップ本体部の竿先側において周方向に亘って凸となる突起部と、を備えていることを特徴とする。

[0007] 本発明によれば、グリップ本体部の先端に周方向に亘って形成された突起部があるため、指を突起部に掛けることができる。これにより、前グリップの先端を握った際に、指が滑りにくく、前グリップの先端を握り易くなり把持性を高めることができる。また、指が突起部に掛かる分強く握る必要がないため、利用者への負荷を軽減することができる。

[0008] また、前記竿杆の中心軸から前記突起部の下端までの距離は、前記竿杆の中心軸から前記突起部の上端までの距離よりも大きくなっていることが好ましい。

[0009] 本発明によれば、突起部の下端に指の掛かり易くすることができるため、把持性をより向上させることができる。

[0010] また、前記突起部の下側の両側部の曲率半径は、前記突起部の上側の曲率半径よりも大きくなっていることが好ましい。

[0011] 本発明によれば、突起部の下側が先細りになるため、突起部に指を沿わせやすく把持性をより高めることができる。

[0012] また、前記前グリップは、前記突起部よりも竿先側に設けられた先端部を備え、前記先端部の上部は、前記竿杆の中心軸から離間する方向に凸となる凸状を呈し、前記先端部の下部は、前記竿杆の中心軸に向かう方向に凹となる凹状を呈することが好ましい。

また、前記前グリップは、前記突起部よりも竿先側に設けられた先端部を備え、前記先端部は、周方向に亘って前記竿杆の中心軸に向かう方向に凹となる凹状を呈することが好ましい。

- [0013] 本発明によれば、先端部に指を掛けやすくなるため、把持性をより高めることができる。
- [0014] また、前記前グリップは、前記突起部よりも竿元側に離間し、前記グリップ本体から下方に向けて突出するトリガー部を備えることが好ましい。
- [0015] 本発明によれば、トリガー部と突起部の間に指を配置することができるため、把持性をより高めることができる。
- [0016] また、前記トリガー部は、前記突起部から10～40mmの第一領域及び前記突起部から50～100mmの第二領域の少なくとも一方に設けられていることが好ましい。本発明によれば、手指の大きさに制限されることなく把持性をより高めることができる。

発明の効果

- [0017] 本発明によれば、前グリップの先端に指が掛かり易く把持性を高めることができる釣竿を提供できる。

図面の簡単な説明

- [0018] [図1]本発明の第一実施形態に係る釣竿を示す側面図である。
- [図2]第一実施形態に係る前グリップを示す側面図である。
- [図3]第一実施形態に係る前グリップを示す正面図である。
- [図4]図2のIV－IV線に沿う断面図である。
- [図5]第一実施形態に係る前グリップを把持した状態を示す側面図である。
- [図6]第二実施形態に係る前グリップを把持した状態を示す側面図である。
- [図7]図6のVII－VII線に沿う断面図である。
- [図8]第三実施形態に係る前グリップを示す側面図である。
- [図9]第四実施形態に係る前グリップを示す側面図である。

発明を実施するための形態

- [0019] <第一実施形態>

以下、添付した図面を参照し、本発明の釣竿に係る第一実施形態について説明する。なお、図面の説明において、同一の要素には同一の符号を付し、重複する説明は、適宜省略する。以下の説明において、「前後」、「左右」

、「上下」は、図1及び図3の矢印に従う。当該方向は、説明の便宜上用いるものであって、本発明の方向を限定するものではない。

[0020] 図1に示すように、釣竿F1は、前グリップ1と、竿杆2と、リールシート3と、後グリップ4と、を備えている。釣竿F1は、竿先側から、前グリップ1、リールシート3、後グリップ4の順番で、これらの部材に竿杆2が挿通されて構成されている。

[0021] 前グリップ1は、利用者が把持する円筒状の部材である。前グリップ1は、例えば、天然コルク、人工コルク、発泡性樹脂のEVA (ethylene vinyl acetate copolymer) 等の柔軟部材で形成されている。前グリップ1の内部には、断面円形の中空部が形成されており、当該中空部に竿杆2が挿入されている。前グリップ1は、接着により竿杆2に固定されている。前グリップ1は、例えば、10～30cmくらいの長さになっている。前グリップ1の詳細は後述する。

[0022] 竿杆2は、釣竿F1の本体となる円筒形状の部材である。竿杆2は、一本で構成されていてもよいし、複数本で構成された継ぎ構造としてもよい。

[0023] リールシート3は、釣用のリールRが着脱自在に固定される筒状の部材である。リールシート3の材料は特に制限されないが、本実施形態では軽量化を考慮して樹脂で形成されている。リールシート3の内部の中空部に竿杆2が挿通され、接着により固定されている。

[0024] 後グリップ4は、円筒状の部材である。後グリップ4は、例えば、天然コルク、人工コルク、発泡性樹脂のEVA (ethylene vinyl acetate copolymer) 等の柔軟部材で形成されている。後グリップ4の内部には、断面円形の中空部が形成されており、当該中空部に竿杆2が挿入されている。後グリップ4は、接着により竿杆2に固定されている。後グリップ4は、利用者が把持したり、利用者の脇、腹部、脚等に当接したりして操作する。後グリップ4は、例えば、20～60cmくらいの長さになっている。

[0025] 図2に示すように、前グリップ1は、グリップ本体部10と、突起部11と、先端部12と、第一トリガー部20と、を備えている。グリップ本体部

10は、概ね円筒形状を呈する。

[0026] 突起部11は、グリップ本体部10の前端側において、グリップ本体部10の周方向全体に亘って径外方向に凸となるように形成されている。つまり、突起部11は、グリップ本体部10よりも大径になっている。突起部11は、利用者が前グリップ1を握った際に指を掛ける部位である。突起部11は、端部13から例えば5mm～3cmくらいの位置に形成されている。

[0027] 図3に示すように、突起部11の上下方向の形状は非対称になっている。つまり、突起部11の上下方向の大きさは、中心軸Oから突起部11の上端（最上部）までの距離をL1、中心軸Oから突起部11の下端（最下部）までの距離をL2としたときに、 $L2 > L1$ となるように形成されている。また、突起部11の左端から中心軸Oまでの距離と右端から中心軸Oまでの距離は同程度に形成されている。つまり、突起部11の左右の形状は概ね対称になっている。

[0028] 突起部11の下側の側部11d、11dの曲率半径は、上側の側部11c、11cの曲率半径よりも大きくなっている。つまり、突起部11の下側は、上側に比べて若干先細りとなっている。

[0029] 先端部12は、図2に示すように、グリップ本体部10の端部13から突起部11にかけて形成される部位である。先端部12の上部12aは、中心軸Oから離間する方向に凸となる凸状を呈している。つまり、先端部12の上部12aは、側面視して上方に向けて膨らむ曲面になっている。当該凸状は、先端部12の上側の半周全体又は一部に形成されている。一方、先端部12の下部12bは、中心軸Oに向かう方向に凹となる凹状を呈している。当該凹状は、先端部12の下側の半周全体又は一部に形成されている。

[0030] 第一トリガー部20は、図2に示すように、突起部11からリールシート3方向に10～40mm程度離れた第一領域に形成されている。第一トリガー部20は、グリップ本体部10の下部から下方に向けて突出する部位である。第一トリガー部20の突出量（グリップ本体部10の外周面から第一トリガー部20の先端までの距離）は、適宜設定すればよいが、本実施形態で

は突起部 11 の突出量と概ね同じか、それよりも小さくなっている。突起部 11 と第一トリガー部 20 との距離は、指一本が収まる程度を想定している。図 4 に示すように、断面視した場合に、第一トリガー部 20 の両側部 20a, 20a は中心軸 O に向けてわずかに凹む凹状を呈する。なお、本実施形態ではこのように形成したが、第一トリガー部 20 は下方に向けて突出していればよく、側部 20a, 20a の形状は適宜設計すればよい。

[0031] 図 5 は、第一実施形態に係る前グリップを把持した状態を示す側面図である。図 5 に示すように、利用者の前側の手（ここでは右手）で、前グリップ 1 の先端を包むように把持する。この際、親指は、突起部 11 から先端部 12 の上部 12a 及び竿杆 2 にかけて当て付ける。人差し指は、先端部 12 の下部 12b と竿杆 2 にかけて当て付ける。中指は、突起部 11 と第一トリガー部 20 との間に当て付ける。つまり、人差し指と中指とで突起部 11 を挟んでいる。薬指及び小指は、第一トリガー部 20 よりも竿元側においてグリップ本体部 10 に沿って当て付ける。つまり、中指と薬指とで第一トリガー部 20 を挟んでいる。なお、図 5 の示す把持状態は、あくまで例示であって、利用者の好みに応じて適宜指を当て付けて把持することができる。

[0032] 以上説明した本実施形態の釣竿 F 1 によれば、グリップ本体部 10 の先端に周方向に亘って形成された突起部 11 があるため、利用者が前グリップ 1 を握った際に指を突起部 11 に掛けることができる。これにより、指が滑りにくく前グリップ 1 の先端を握り易くなり把持性を高めることができる。また、指が突起部 11 に掛かる分強く握る必要がないため、利用者への負荷を軽減することができる。

[0033] また、中心軸 O から突起部 11 の下端までの距離 L 2 は、中心軸 O から突起部 11 の上端までの距離 L 1 よりも大きくなっている。そのため、突起部 11 の下側の前後に指を掛けやすくなり、把持性をより向上させることができる。

[0034] また、突起部 11 の下側の両側部 11d, 11d の曲率半径は、突起部 11 の上側の両側部 11c, 11c の曲率半径よりも大きくなっている。つま

り、突起部 11 の下端が先細り形状となるため、指を掛けやすくすることができる。これにより把持性をより向上させることができる。

[0035] また、先端部 12 の上部 12 a は、中心軸 O から離間する方向に凸となる凸状を呈し、先端部 12 の下部 12 b は、竿杆 2 の中心軸 O に向かう方向に凹となる凹状を呈する。そのため、先端部 12 の上側では、上部 12 a の凸状に親指が掛かりやすく、先端部 12 の下側では、下部 12 b の凹状の部分に人差し指がフィットするため、把持性をより向上させることができる。また、先端部 12 と竿杆 2 との間に周方向に亘って段差が形成されるため、指（ここでは親指と人差し指）を掛けやすくなる。

[0036] また、突起部 11 よりも竿元側に離間し、グリップ本体部 10 から下方に向けて突出する第一トリガー部 20 を備えるため、第一トリガー部 20 と突起部 11 との間に指を配置することができ、把持性を高めることができる。つまり、第一トリガー部 20 を備えることで、突起部 11 及び先端部 12 と相まって、相乗的に把持性を高めることができる。また、このときに第一トリガー部 20 は、突起部 11 からリールシート 3 方向に 10～40 mm の第一領域に形成することで、手指の大きさに制限されず、広範囲の利用者に適応させることができる。

[0037] なお、本実施形態では上記のように構成したが、他の形態であってもよい。例えば、突起部 11 は、断面円形であってもよいし、左右非対称であってもよい。また、先端部 12 は、上部 12 a を凸状、下部 12 b を凹状としたが、全周に亘って凸状又は凹状としてもよい。また、先端部 12 は、竿杆 2 から突起部 11 まで傾斜する傾斜面であってもよい。

[0038] <第二実施形態>

次に本発明の第二実施形態に係る前グリップについて説明する。図 6 に示すように、前グリップ 1 B は、前記した第一トリガー部 20 を備えず、グリップ本体部 10 と、突起部 11 と、先端部 12 と、第二トリガー部 30 と、を備えている。グリップ本体部 10、突起部 11 及び先端部 12 は、前記した第一実施形態と同じである。

[0039] 第二トリガー部30は、突起部11から、50～100mm程度離れた第二領域に形成されている。第二トリガー部30は、グリップ本体部10の下部から下方に向けて突出する部位である。第二トリガー部30は、中心軸O方向において、中央やや前寄りに形成されている。

[0040] 図6に示すように、第二トリガー部30は、前面30aと、後面30bとを備えている。後面30bは、グリップ本体部10の外周面に対して垂直に立ち上がっている。前面30aは、後面30bの先端から前側に向けて緩やかに傾斜している。図7に示すように、第二トリガー部30は、下方に向けて先細りになっている。第二トリガー部30の高さも適宜設定すればよいが、本実施形態では、5～20mm程度を想定している。

[0041] 図6に示すように、本実施形態では、親指及び人差し指は、前記した第一実施形態と同じ配置とし、中指、薬指及び小指を第二トリガー部30の前側に当て付ける。

[0042] 本実施形態によれば、前記した第一実施形態と略同様の効果を得ることができる。また、本実施形態によれば、小指を第二トリガー部30に掛けることができるため、把持性を高めることができる。第二実施形態の他の構成及び効果は、第一実施形態と同じであるため説明を省略する。なお、例えば、第二トリガー部30を薬指と小指とで挟むように把持してもよい。

[0043] <第三実施形態>

次に本発明の第三実施形態に係る前グリップについて説明する。図8に示すように、前グリップ1Cは、先端部12Cの形状が第一実施形態とは異なっている。前グリップ1Cは、前記した第一トリガー部20を備えず、グリップ本体部10と、突起部11と、先端部12Cと、第二トリガー部30と、を備えている。グリップ本体部10、突起部11及び第二トリガー部30は、前記した実施形態と同じである。先端部12Cは、周方向全体に亘って中心軸Oに向かう方向に凹となる凹状を呈する。

[0044] 以上説明した前グリップ1Cによっても第一実施形態と同様の効果を奏することができる。また、先端部12Cを全周に亘って凹状とすることで、親

指及び人差し指を凹状の部分にフィットさせることができる。第三実施形態の他の構成及び効果は、第一実施形態及び第二実施形態と略同じであるため説明を省略する。

[0045] <第四実施形態>

次に本発明の第四実施形態に係る前グリップについて説明する。図9に示すように、前グリップ1Dは、トリガー部を備えていない。つまり、前グリップ1Dは、グリップ本体部10と、突起部11と、先端部12と、を備えている。このような、前グリップ1Dによっても、突起部11及び先端部12について第一実施形態と同様の効果を奏することができる。また、前グリップ1Dは、グリップ本体部10の突起が少ないため握り方や持ち方の制限が少なく、広範囲の利用者に適用させることができる。

[0046] 以上、本願発明に係る実施形態について説明した。本発明は、前述の実施形態に限らず各構成要素については本発明の趣旨を逸脱しない範囲で適宜変更が可能である。例えば、第一トリガー部20及び第二トリガー部30の両方を設けてもよい。また、第一トリガー部20及び第二トリガー部30とは形状の異なるトリガー部を別途形成してもよい。

符号の説明

[0047]	F 1	釣竿
	1	前グリップ
	2	竿杆
	3	リールシート
	10	グリップ本体部
	11	突起部
	12	先端部
	13	端部
	20	第一トリガー部（トリガー部）
	30	第二トリガー部（トリガー部）

請求の範囲

- [請求項1] 竿杆、前記竿杆に挿入されたりールシート及び前記リールシートよりも竿先側に挿入された前グリップを備えた釣竿であって、
前記前グリップは、
前記竿杆が挿入された筒状のグリップ本体部と、
前記グリップ本体部の竿先側において周方向に亘って凸となる突起部と、を備えていることを特徴とする釣竿。
- [請求項2] 前記竿杆の中心軸から前記突起部の下端までの距離は、前記竿杆の中心軸から前記突起部の上端までの距離よりも大きくなっていることを特徴とする請求項1に記載の釣竿。
- [請求項3] 前記突起部の下側の両側部の曲率半径は、前記突起部の上側の曲率半径よりも大きくなっていることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の釣竿。
- [請求項4] 前記前グリップは、
前記突起部よりも竿先側に設けられた先端部を備え、
前記先端部の上部は、前記竿杆の中心軸から離間する方向に凸となる凸状を呈し、
前記先端部の下部は、前記竿杆の中心軸に向かう方向に凹となる凹状を呈することを特徴とする請求項1に記載の釣竿。
- [請求項5] 前記前グリップは、
前記突起部よりも竿先側に設けられた先端部を備え、
前記先端部は、周方向に亘って前記竿杆の中心軸に向かう方向に凹となる凹状を呈することを特徴とする請求項1に記載の釣竿。
- [請求項6] 前記前グリップは、前記突起部よりも竿元側に離間し、前記グリップ本体部から下方に向けて突出するトリガー部を備えることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の釣竿。
- [請求項7] 前記トリガー部は、前記突起部から10～40mmの第一領域及び前記突起部から50～100mmの第二領域の少なくとも一方に設け

られていることを特徴とする請求項 6 に記載の釣竿。